

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成２２年度定期監査及び平成２３年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、富津市長から通知があったので公表する。

平成２４年８月２９日

富津市監査委員	高橋	聖
富津市監査委員	福原	敏夫

措置の内訳

○ 平成22年度定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
水道部 工務課	(第1回) <b>貯蔵品の在庫管理について</b> 貯蔵品の在庫数量が、貯蔵品出納簿と一致していないので正確な記録と在庫管理を図られたい。また、適切な貯蔵品の使用計画による調達に努め、多数の在庫を抱えることのないよう留意されたい。	平成23年度に、たな卸実施要領を作成しましたので、適切な貯蔵品の在庫管理を行います。
建設部 街づくり課	(第2回) <b>1. 都市公園占用料について</b> (1) 都市計画占用料のうち「電柱類(支線及び支線柱を含む。)」に係る徴収金額について、道路占用料などと比較した場合において、均衡上適正であるか検証されたい。  (2) 占用料の徴収は「占用の許可の際若しくは占用の開始前に徴収する。」と規定されているが、実際は異なる取扱いがされているので、適切な是正をされたい。  <b>2. 直接収納現金について</b> 窓口における都市計画図等の売捌き手数料については、富津市財務規則第36条第1項に規定する期日までに指定金融機関等に払い込むよう改善されたい。	公園に電柱類を設けて占用する場合、法令では、占用物件の外観及び配置は、できる限り公園の風致及び美観その他公園としての機能を害しないものとされており、また、電線は、やむを得ない場合を除き地下に設けることとなっている。 公園は、道路占用のように線的な占用とは違い面的な占用と考えられ、根拠となる法体系が異なるため、現状の取り扱いは適正と考えられます。 平成23年度に富津市都市公園条例を改正し、納入期限(当該年度分を4月30日まで)について規定しましたので、条例に基づき適正に処理いたします。 窓口における都市計画図等の売捌き手数料については、富津市財務規則第36条第1項に規定する期日までに払い込むよう努めます。また、雑入のコピー代については、1階のコインコピー機を使用するように誘導します。

○ 平成23年度定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
水道部 工務課	(第1回) <b>1. 貯蔵品の在庫管理について</b> 貯蔵品については、富津市水道事業会計規程に基づいた経理により正確な在庫管理を行われたい。 <b>2. 契約事務について</b> 漏水当番制による待機業務委託契約において、積算基礎に誤りがあるので、正しい積算に是正されたい。	会計規程に基づき、適正な在庫管理を行いました。 平成23年度に積算の見直しを行い、平成24年度の契約を適正に行いました。
会計課	(第1回) <b>物品等出納簿の整備について</b> 富津市財務規則第262条に規定する物品出納簿について、実態と整合するようその整理を図られたい。	平成24年度から、物品等出納票により物品出納簿を整理しています。
健康福祉部 健康づくり課	(第2回) <b>郵券の管理について</b> 資金前渡金で購入した郵便ハガキの受払簿に記載された残数と現物に齟齬が認められた。また、保管において個人が保有するのは不適切であるため是正されたい。	受払簿に記載された残数と現物の差異については、今後ハガキを使用する際には必要枚数を確認し記載します。保管については、施錠のかかるロッカーに保管します。